

令和 6 年 9 月 13 日

市政記者クラブ 様

監査事務局工事監査課

担当：板津

Tel 9 7 2 - 3 3 2 9

監査の結果について

監査委員から、令和 6 年名古屋市監査報告書（第 3 号）を令和 6 年 9 月 12 日に議会及び市長へ提出しました。

今回の監査では、防火扉等の不良箇所の複数年放置に関する指摘を始め、計 10 項目の指摘を行うとともに、是正改善や再発防止などの措置を講じるよう求めました。

1 工事監査の概要

(1) 監査の対象・指摘事項数

対 象	指摘事項数
住宅都市局（工事）	6
消防局（工事）	4
合 計	10

※ 地方自治法第 199 条第 1 項・第 2 項に定める、財務監査・行政監査として実施

(2) 監査の実施時期

令和 6 年 2 月 5 日から令和 6 年 9 月 3 日まで

(3) 監査の方法

住宅都市局（工事）は 97 件、消防局（工事）は 33 件の工事及び委託を抽出し、設計・積算・施工・検査等が適正に行われているかについて、書類等突合、実査等を行った。

2 主な指摘事項

対 象	主な指摘事項	報告書 ページ
住宅都市局 (工事)	適正な排煙ダクトについて ・排煙ダクトを取り替えるにあたり、国土交通省で定める仕様書に基づかないダクトを使用していた。なお、前回の令和 4年度監査でも同様の指摘をしている。 ・仕様書に基づく施工とするよう受注者を指導するとともに、設置ダクトが適正であるかの確認を徹底されたい。	P7 指摘 1 (5)
消防局 (工事)	建築設備等の改善について ・建築設備等の定期点検において、消防署等20施設で防火扉が閉鎖しないなど要改善の報告を複数年にわたって受けていたが、対応していなかった。 ・事業所の所有者等に指導等を行う立場にあるにもかかわらず、不良箇所を複数年放置していた。 ・不良箇所を速やかに改善し、常に建築基準法等の基準に適合するよう維持管理に努められたい。	P12 指摘 1 (1)

3 主な意見

対 象	主な意見	報告書 ページ
住宅都市局 (工事)	契約の適正な履行確保について ・不適正なダクトの使用など、監督員の不十分な監理監督が原因と思料される事例が複数見受けられた。 ・基準等遵守意識の高揚を図るとともに、知識習得機会の提供など監督員の能力向上に、より一層努められたい。 ・各課公所では、課長級や課長補佐の適時的確な確認など、組織的な体制強化に取り組まれたい。 ・検査員は、その役割の重要性を再認識し、きめ細やかな検査を実施されたい。	P10 意見
消防局 (工事)	適切な施設の維持管理について ・防火扉等の不良は火災時の被害拡大等のおそれがあり、法令に適合するよう施設を維持管理することは重要である。 ・不良箇所を複数年放置しており、維持管理について法令遵守意識が欠如している。 ・他の模範となる立場にあることを十分に認識し、職員の法令遵守意識を高揚させる取組を行われたい。 ・本庁所管部署が改善の進捗管理を行い、改善部署では所属長が当事者意識を強く持ち、率先して取り組まれたい。	P16 意見

監査報告書の内容は、名古屋市公式ウェブサイトからご覧いただけます。

URL : <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/56-2-7-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



二次元コード